

(資料 1)

## 不当廉売関税について

不当廉売関税とは、不当廉売（ダンピング）された貨物の輸入により国内産業が損害を受けている場合に、国内産業を保護するために課す割増関税のことである。これは、WTO（世界貿易機関）において認められている措置である。

以下のすべての条件に該当する場合に、不当廉売相当額の範囲内で割増関税を課することができる。

- ① 不当廉売された貨物の輸入の事実があること
- ② 当該貨物の輸入が輸入国の国内産業に実質的な損害等を与えていること
- ③ 国内産業を保護するために必要があると認められること

不当廉売関税の課税期間は原則 5 年以内。

ただし、上記①及び②が課税期間満了後に継続又は再発するおそれあることが認められる場合は、課税期間を延長することができる。